| | |
|---|---|
| 昭和50年7月1日から昭和51年6月30日まで | 251 |
| 昭和51年7月1日から昭和52年6月30日まで | 240 |
| 昭和52年7月1日から昭和53年6月30日まで | 223 |
| 昭和53年7月1日から昭和54年6月30日まで | 195 |
| 昭和54年7月1日から昭和55年6月30日まで | 187 |
| 昭和55年7月1日から昭和56年6月30日まで | 179 |
| 昭和56年7月1日から昭和57年6月30日まで | 159 |
| 昭和57年7月1日から昭和58年6月30日まで | 154 |
| 昭和58年7月1日から昭和59年6月30日まで | 151 |
| 昭和59年7月1日から昭和60年6月30日まで | 150 |
| 昭和60年7月1日から昭和61年6月30日まで | 149 |
| 昭和61年7月1日から昭和62年6月30日まで | 148 |
| 昭和62年7月1日から昭和63年6月30日まで | 136 |
| 昭和63年7月1日から平成元年6月30日まで | 126 |
| 平成元年7月1日から平成2年6月30日まで | 122 |
| 平成2年7月1日から平成3年6月30日まで | 120 |
| 平成3年7月1日から平成27年9月30日まで | 100 |

## ○厚生労働省告示第百二十一号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十八年度の血液製剤の安定供給に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第三条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　アルブミン　加熱人血漿（しょう）たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン

二　組織接着剤　フィブリノゲン加第Ⅷ因子及びフィブリノゲン配合剤

三　血液凝固第Ⅷ因子　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子

四　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子

五　インヒビター製剤　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子

六　血液凝固第Ⅻ因子　ヒト血漿（しょう）由来乾燥血液凝固第Ⅻ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅻ因子

七　トロンビン　トロンビン（人由来のものに限る。）

八　人免疫グロブリン　人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH四処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

九　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン

十　抗破傷風人免疫グロブリン　抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

十一　乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ　乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ及び遺伝子組換え型人アンチトロンビン

第一　平成二十八年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成二十八年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第一のとおりとする。